記者発表資料

令和８年11月19日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導・取締りを行い、無許可での走行、許可書の不携帯に該当した車両計３台に警告を行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導・取締りを実施します。

１．実施日時：令和８年１１月１８日（水）　１３：３０～１５：３０

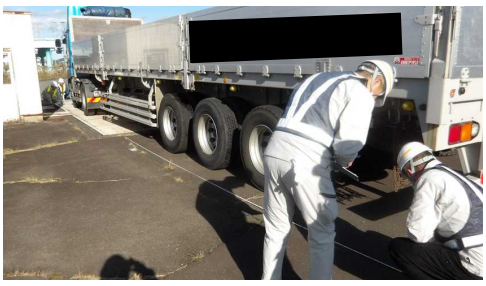
２．実施場所：一般国道６号　いわき市錦町蒲田地内（勿来車両検測所）

３．特殊車両指導・取締り結果

対象車両数	５台
特殊車両通行許可遵守車両	２台
違反車両（無許可：２台・許可書不携帯：１台）	３台

４．実施状況





発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広聴広報課
福島県政記者クラブ、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ：０２４６―２３－２２１１（代表）
副所長　永山（ながやま）　浩仁（ひろひと）（内線２０５）
管理課長　尾﨑（おざき）　貴久（たかひさ）（内線４３１）

みんなの道路と橋を守るために

特殊車両の違反をなくそう！

～ 適正な通行で、安心・安全な社会を ～



違反件数はいまだに減っていません！

知らなかったでは済まされない！！！
早急に改善を！！！

■軸重違反車両通行状況（直轄国道）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
WIM設置箇所数	43箇所	45箇所	45箇所
大型車両通行回数	約760万回	約750万回	約720万回
軸重違反車両通行回数	約15万回（２%）	約14万回（２%）	約14万回（２%）

■特殊車両による規模の大きな事故（※）

直轄国道	令和５年	令和６年	令和７年
報告数	20件	27件	19件
うち無許可通行	11件	14件	7件

※ 各地方整備局等から国土交通省道路局への報告実績を集計
※ 死亡事故や長時間通行止めが発生等、社会的影響が大きい事故

※ 令和８年４月16日開催　社会資本整備審議会 道路分科会 第89回基本政策部会　資料抜粋

特殊車両の違反は、道路や橋に大きなダメージを与えます



道路の損傷
（ひび割れ・路面の変形など）



橋の劣化・損傷
（通行制限・通行止めの原因に）



立ち往生・交通障害
（物流の遅延・社会生活への影響）



最悪の場合、
橋の崩落につながる危険も

違反したらどうなるの？

罰則
６ヶ月以下の拘禁刑
または
１００万円以下の罰金
（またはその両方）

車両の使用停止（違反点数の付与）
一定期間、
車両の通行ができなくなることがあります。

損害賠償
道路や橋の損傷により多額の修繕費用を負担する可能性があります。

事業への影響
行政処分・信用の低下により、事業継続に大きな影響を及ぼします。

だからこそ
正しい知識と事前確認で、違反を防ぎましょう！

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所

～ 適正な特殊車両の通行が、
道路を守り、未来をつくります ～

特殊車両通行確認制度を活用しましょう!

2022年4月
運用開始

特殊車両通行確認制度とは?

道路管理者があらかじめ定めた「通行可能経路」に限り、
特殊車両が通行できるかをインターネット上で
確認できる制度です。通行確認の結果、通行可能であれば
「通行確認書」を取得できます。



特殊車両通行確認制度（通行許認）

- ✓ 2022年4月から運用開始
- ✓ 通行可能経路を事前に確認できる
- ✓ 手続きが簡単（オンラインで完結）
- ✓ 特殊車両の通行可否をすぐに確認可能

主に、通行できるかを確認したい場合にご利用ください。

特殊車両通行許可制度（通行許可）

- ✓ 道路を通行するために必要な許可
- ✓ 大型・重量・長さなどの条件により、個別に審査
- ✓ 許可証の取得後、指定された条件で通行

通行条件が特殊な場合や、通行確認で
通行不可となった場合に必要です。

こんな時は「通行確認制度」を使いましょう

- ☐ 通行できるか事前に確認したい
- ☐ 通行経路が決まっている
- ☐ すぐに通行の可否を知りたい
- ☐ 許可の申請が難しい・時間がかかる

**簡単・便利な
「通行確認制度」を
ぜひご活用下さい！**

詳しくは国土交通省の
特車ポータルサイト
をご確認下さい

出発前に必ず確認！　運転者・運行管理者・配車担当者のチェックリスト

運転者の確認事項

- ☐ 通行許可証・通行確認書の有無
- ☐ 通行経路・通行条件の確認
- ☐ 車両の寸法・重量の確認
- ☐ 道路標識・通行規制の確認
- ☐ 業務員の健康状態・通行前点検

運行管理者の確認事項

- ☐ 許可証・通行確認書の有効期限
- ☐ 運行計画・経路の適合性
- ☐ 車両諸元・積載物の確認
- ☐ 連絡体制・緊急時の対応確認
- ☐ 運転者への教育・指導

配車担当者の確認事項

- ☐ 車両の使用・積載物の確認
- ☐ 通行可能の経路の選定
- ☐ 時間・通行経路確認
- ☐ 荷主・元請との連絡調整
- ☐ 変更時の再確認

事業者の皆さまへ　今すぐできる 4つの取り組み

1. **制度の理解・周知**
   従業員や関係者に
   制度を周知しましょう
2. **出発前確認の徹底**
   チェックリストを活用し
   確認を習慣化しましょう
3. **社内体制の整備**
   運行管理・教育体制を
   強化しましょう
4. **継続的な見直し**
   違反事例等をもとに
   運行計画や体制を
   見直しましょう

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所

～ 安全な通行のために、
今できることから始めましょう ～

「特殊車両通行確認制度」なら柔軟・迅速に対応できます！

従来の「特殊車両通行許可制度」との違いはココ！

早い

オンラインで、
回答書の
入手まで即時完了

手数料の支払いも
オンライン決済

簡単

通行可能な経路を
自動検索※1

わかりやすいマニュアル
や操作説明動画あり

フリーダイヤルで
オペレータが教えてくれる！

便利

道路事情に応じて
柔軟な経路選択が可能

発行済み回答書への
経路追加が可能※2

車両登録から経路検索まで
無料お試しが可能



※1 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます　※2 **経路追加は10kmあたり100円**の手数料がかかります

まずは、車両登録と経路検索を無料でお試しください！

※車両登録手数料を払わなくても経路検索のお試しができます（回答書は発行されません）。

車両登録

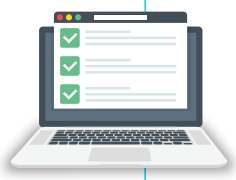
● **新規登録時の入力情報 ▶ 車両情報／ETC2.0車載器情報／重量記録の保存方法**

車両登録手数料：1台あたり5,000円（5年間有効） ※トレーラは手数料不要

経路確認

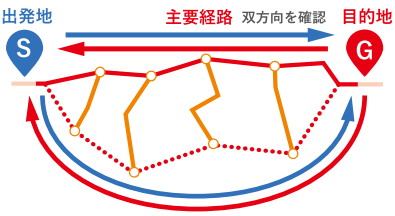
● **経路確認車両を選択 ▶ 積載貨物情報の登録 ▶ 経路検索方法を選択 ▶ 起終点を入力**

［ **経路検索方法は以下の2通りから選択（ウェブ上に地図表示）** ］



2地点双方向2経路検索

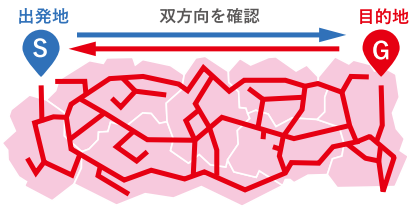
主要経路、代替経路



or

都道府県検索

都道府県内の主要道路





※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能　※確定（手数料支払い）前なら、何度でも無料で再検索可能

通行可能経路を自動検索し、即時回答

▼

回答書発行

● **検索した経路が通行可能であると確認できたら、手数料のオンライン決済で確定**

2地点双方向2経路検索 ： 確認1件につき 600円

都道府県検索 ： 確認1件につき　1～4県まで 400円/県、5～14県まで 300円/県、15～47県まで 200円/県

電子データによる「回答書」（1年間有効）の発行

▼

通行

「回答書」（印刷または電子データ）を携行して、確認した経路を通行

「特殊車両通行確認制度」について、
詳しくは「特車登録センター」へ
www.tks.hido.or.jp